

7.1 環境保全措置

7.1.1 陸上植物

陸上植物に係る環境保全措置は表-7.1.1(1)に示すとおりである。

表-7.1.1(1) 陸上植物に係る環境保全措置 (その1)

実施主体	事業者
方法及び実施の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施区域周辺の個体群の存続に影響があると考えられる重要な種14種の移植及び生育環境の創出。 ・種ごとの移植手法、移植地は表-7.1.1(2)、工事年次ごとの移植計画については図-7.1.1(1)~図-7.1.1(14)に示すとおりである。
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・12種 (ミヤコジマハナワラビ、アカハダグス、ガランピネムチャ、クサミズキ、ヒジハリノキ、イシガキカラスウリ、ツルラン、バイケイラン、テツオサギソウ、ヤエヤマクマガイソウ、コウトウシラン、アコウネッタイルン) については、事業実施区域周辺の適地に移植を行うことにより個体の生育は確保され、重要な種の生育状況に及ぼす環境影響は低減される。 ・2種 (ハンゲショウ、タイワンアシカキ) については、適切な移植地が事業実施区域周辺にないことから、生育環境を創出し、移植を行うことにより生育地の消失は代償される。
当該措置を講じた後の環境の状況の変化	<ul style="list-style-type: none"> ・2種 (ハンゲショウ、タイワンアシカキ) については、ピオトープ施工完了後に移植を行う。ピオトープ施工後のイメージ (案) は図-7.1.1(15)に示すとおりである。
効果の不確実性の程度	<ul style="list-style-type: none"> ・栽培事例があるクサミズキ、移植事例のツルラン、コウトウシランの3種については、環境保全措置の効果が期待できるものとする。 ・栽培事例がなく移植事例がない11種については、環境保全措置の効果に係る知見が不十分であることから、移植の実効性について、今後移植実験を行い検証していき、より効果の高い移植手法の検討を行うものとする。
実施に伴い生ずるおそれがある環境への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・表-7.1.1(2)に移植による攪乱などの影響についての種ごとの検討結果を示す。 ・移植による攪乱などの影響については、移植地を検討する際に十分配慮することとしており、実施に伴い生ずるおそれがある環境への影響は小さいと判断される。
代償措置	<ul style="list-style-type: none"> ・2種 (ハンゲショウ、タイワンアシカキ) の生育環境は、水田及び湿地である。造成工事により空港施設区域内の生育株が消失することから適地環境への移植などの措置が必要であると考えられる。しかしながら調査範囲内において森林区域及び保安林内の公有地、ゴルフ場残地には水田及び湿地は存在しないため、生育に適した環境への移植は行えず、生育個体の消失について回避措置や有効な低減措置がとれない。
損なわれ又は創出される環境に関し、位置並びに環境要素の種類及び内容	<ul style="list-style-type: none"> ・生育環境を創出する位置は、空港施設予定地内のボックスカルバートの下流側を予定している。 ・環境要素としては、現状はコンクリート水路であり、特に損なわれる重要な環境要素はなく、生育環境として好適な止水域と林冠が開けた樹林地などを創出する。